

医師の働き方改革に係る 特定労務管理対象機関の指定

(日本赤十字社和歌山医療センター、和歌山県立医科大学附属病院)

和歌山県福祉保健部健康局医務課

医師の働き方改革

現状

- 【医師の長時間労働】
- 【労務管理が不十分】
- 【業務が医師に集中】

目指す姿

労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する



全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、
より能動的に対応できるようにする

質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

医師の時間外労働の上限規制(令和6年4月～)

医療機関に適用する水準

長時間労働が必要な理由

年の上限時間

A水準

(原則的な水準)

960時間

B水準

(特定地域医療提供機関)

地域医療の確保のため、救急分野など医療機関内の業務によりA水準を超えざるを得ない

1860時間

連携B水準

(連携型特定地域医療提供機関)

地域医療の確保のため、医師派遣を行う必要があり、派遣先の労働時間を通算するとA水準を超えざるを得ない

1860時間
(自院では960時間)

C-1水準

(技能向上集中研修機関)

臨床研修又は専門研修のためにA水準を超えざるを得ない

1860時間

C-2水準

(特定高度技能研修機関)

先進的な手術などの技能を有する医師を育成することが公益上必要とされる分野における育成に関する診療業務を行うため、A水準を超えざるを得ない

1860時間

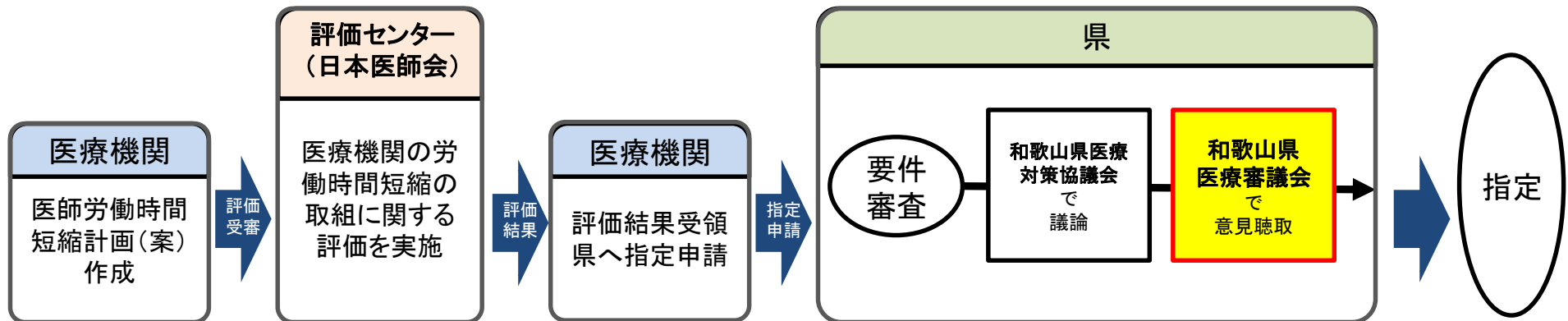
特定労務管理対象機関(=特例水準を適用する医療機関)

指定手続について

概要

- 令和6年度以降、休日・時間外労働が960時間を超える勤務医がいる医療機関は、県から特定労務管理対象機関の指定を受けることが必要
- 指定を受ける医療機関は、県への指定申請に先立ち、労働時間短縮の取組に関して、医療機関勤務環境評価センター(日本医師会)の評価を受ける必要
- 県は、指定に当たっては、あらかじめ医療審議会の意見を聴かなければならない。
- なお、地域の医療提供体制は、地域の医師の確保と一体不可分であるため、地域医療対策協議会での実質的な議論を行うことが必要とされており、令和6年3月15日に開催された和歌山県医療対策協議会で、**日本赤十字社和歌山医療センター(B水準)**及び**和歌山県立医科大学附属病院(B水準と連携B水準)**の指定について、やむを得ない旨ご意見をいただいたところ。
- 本日の医療審議会では、上記2つの病院の指定(R6.4.1～R9.3.31)の可否等について、ご意見をうかがうもの。

指定に係る手続の流れ



指定申請について

医療機関名	申請水準	申請理由	指定要件適合状況	評価センターによる全体評価結果	県としての意見
日本赤十字社 和歌山医療センター	B水準 (特定地域医療提供機関)	救急車の搬送を年間7,000件以上受け入れ、重傷のみならず軽症の救急患者にも対応するなど、地域に必要な「 救急医療 」の提供を行うために特例水準適用が必要	適 (P4参照)	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる	当該病院は、三次救急医療機関(高度救命救急センター)であり、地域に必要な「 救急医療 」を提供するために医師をやむを得ず長時間労働させる必要があることが認められる。 指定要件に適合していることから、 B水準として指定することとしたい。
和歌山県立 医科大学 附属病院	B水準 (特定地域医療提供機関)	県内において三次救急医療機関が限られており、また救急車及びドクターヘリの搬送を1日平均平日時間外で7.6台、土日祝で18.2台受け入れるなど、地域に必要な「 救急医療 」の提供を行うために特例水準適用が必要	適 (P5参照)	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。	当該病院は、本県唯一の大学病院であり、また、三次救急医療機関(高度救命救急センター)である。地域に必要な「 救急医療 」を提供するために医師をやむを得ず長時間労働させる必要があることが認められる。 指定要件に適合していることから、 B水準として指定することとしたい。
和歌山県立 医科大学 附属病院	連携B水準 (連携型特定地域医療提供機関)	へき地等医師不足地域への診療応援や夜間、休日の医師確保が困難な医療機関へ医師を派遣するなど、地域における医療提供体制確保に必要な「 医師派遣 」を行うために特例水準適用が必要	適 (P6参照)	医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる。	当該病院は、本県唯一の大学病院であり、また、「 医師派遣 」を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を果たす医療機関である。そのために医師をやむを得ず長時間労働させる必要があることが認められる。 指定要件に適合していることから、 連携B水準として指定することとしたい。

日本赤十字社和歌山医療センターの指定要件適合状況

申請区分：B水準(特定地域医療提供機関)

【要件への適合状況】

番号	要件	適否	備考
1	次のいずれかに該当する医療機関であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・三次救急医療機関 ・二次救急医療機関かつ「年間救急車受入件数1,000件以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」かつ「5疾病5事業の確保について重要な役割を担う医療機関」 ・居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす医療機関 ・地域において当該医療機関以外では代替困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認める医療機関 	○	医療計画において三次救急医療機関として掲載 (年間救急車受入件数7,911件)
2	労働時間短縮計画の案が、当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。また医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されていること。	○	申請書添付の時短計画案で確認
3	必要な面接指導及び休息時間の確保(追加的健康確保措置)を行うことができる体制が整備されていること。	○	評価センターの評価結果で確認(評価必須項目となっている。)
4	労働関係法令の重大かつ悪質な違反がないこと。(過去1年以内に労働時間や賃金の支払いに関する労働法令の違反について送検・公表されていないこと。)	○	申請書添付の誓約書で確認
5	指定に当たっては評価センターの評価結果を踏まえること。	○	「医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われており、労働時間短縮が進んでいる」との全体的な評価を確認

和歌山県立医科大学附属病院の指定要件適合状況 ①

申請区分：B水準(特定地域医療提供機関)

【要件への適合状況】

番号	要件	適否	備考
1	次のいずれかに該当する医療機関であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・三次救急医療機関 ・二次救急医療機関かつ「年間救急車受入件数1,000件以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」かつ「5疾病5事業の確保について重要な役割を担う医療機関」 ・居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす医療機関 ・地域において当該医療機関以外では代替困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認める医療機関 	○	医療計画において三次救急医療機関として掲載 (年間救急車受入件数6,475件)
2	労働時間短縮計画の案が、当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。また医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されていること。	○	申請書添付の時短計画案で確認
3	必要な面接指導及び休息時間の確保(追加的健康確保措置)を行うことができる体制が整備されていること。	○	評価センターの評価結果で確認(評価必須項目となっている。)
4	労働関係法令の重大かつ悪質な違反がないこと。(過去1年以内に労働時間や賃金の支払いに関する労働法令の違反について送検・公表されていないこと。)	○	申請書添付の誓約書で確認
5	指定に当たっては評価センターの評価結果を踏まえること。	○	「医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる」との全体的な評価を確認

和歌山県立医科大学附属病院の指定要件適合状況 ②

申請区分：連携B水準(連携型特定地域医療提供機関)

【要件への適合状況】

番号	要件	適否	備考
1	病院又は診療所の管理者の指示により行われるものその他の当該病院又は診療所の管理者が医療提供体制の確保のために必要と認めた医師の派遣に係る業務であること。	○	へき地等医師不足地域や夜間、休日の医師確保が困難な医療機関等に対して、派遣元からの要請応じて医師派遣を行っていることを申請書添付書類により確認
2	労働時間短縮計画の案が、当該医療機関に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。また医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されていること。	○	申請書添付の時短計画案で確認
3	必要な面接指導及び休息時間の確保（追加的健康確保措置）を行うことができる体制が整備されていること。	○	評価センターの評価結果で確認（評価必須項目となっている。）
4	労働関係法令の重大かつ悪質な違反がないこと。（過去1年以内に労働時間や賃金の支払いに関する労働法令の違反について送検・公表されていないこと。）	○	申請書添付の誓約書で確認
5	指定に当たっては評価センターの評価結果を踏まえること。	○	「医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組に改善の必要があるが、医師労働時間短縮計画案から今後の取組の改善が見込まれる」との全体的な評価を確認